

特許権	判決年月日	令和2年6月11日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10077号		

○ 名称を「平底幅広浚渫用グラブバケット」とする特許発明について、相違点に係る本件発明の構成は、ゴム蓋が、「シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも内圧の上昇に伴って上方に開」くというものであるところ、引用例には、シェルが掴み物である土砂を所定容量以上に掴んだ場合に関する記載や示唆は全くないなどとして、当業者が容易に発明をすることができたものではないとされた事例。

(事件類型) 審決(無効・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2017-800134号事件, 特許第3884028号
判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「平底幅広浚渫用グラブバケット」とする被告の特許について、原告が無効審判の請求をしたところ、不成立の審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事由として、進歩性の判断に誤りがあると主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告の請求を棄却した。

(1) 本件発明1と引用発明の一致点及び相違点

ア 発明の進歩性の判断に際し、本件発明と対比すべき主引用発明は、当業者が、出願時の技術水準に基づいて本件発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する基礎となるべき具体的な技術的思想でなければならない。そして、本件発明と主引用発明との間の相違点に対応する副引用発明があり、主引用発明に副引用発明を適用することにより本件発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する場合には、主引用発明又は副引用発明の内容中の示唆、技術分野の関連性、課題や作用・機能の共通性等を総合的に考慮して、主引用発明に副引用発明を適用して本件発明に至る動機付けがあるかどうかを判断するとともに、適用を阻害する要因の有無、予測できない顕著な効果の有無等を併せ考慮して判断することとなる。

このような進歩性の判断構造からすれば、本件発明と主引用発明との間の相違点を認定するに当たっては、発明の技術的課題の解決の観点から、まとまりのある構成を単位として認定するのが相当であり、かかる観点を考慮することなく、相違点をことさらに細かく分けて認定し、各相違点の容易想到性を個々に判断することは、進歩性の判断を誤らせる結果を生じることがあり得るものであり、適切でない。

イ …本件審決が認定した相違点のうち、少なくとも相違点4ないし6に係る構成は、グラブバケット自体の水中での抵抗を減少させて降下時間を短縮し、グラブバケットが掴み物を所定の容量以上に掴んだ場合でも該グラブバケットの内圧上昇に起因する変形、破

損を引き起こすことがないようにするという技術的課題の解決に向けられたままとりのある構成であるから、本件において、相違点4ないし6は、本来、次のとおりに認定すべきものであった。

（相違点A）

本件発明1においては、シェルカバーの一部に形成された空気抜き孔に取り付けられた「開閉式のゴム蓋を有する蓋体」が、「シェルを左右に広げたまま水中を降下する際には上方に開いて水が上方に抜け」とともに、「シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも、内圧の上昇に伴って上方に開」き、「グラブバケットの水中での移動時には、外圧によって閉じられる」ものであるのに対し、引用発明においては、掩蓋の一部に形成された空気抜きのための開口に取り付けられた「開閉式の逆止弁」が、「シェルを左右に広げたまま水中を降下する際には上方に開いて空気が上方に抜けるとともに、バケットを海上に引き上げる場合に閉じられる」が、「シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも内圧の上昇に伴って上方に開」くか否かは明らかでない点。

(2) 相違点の判断について

この点を措き、本件審決の認定したところ及び当事者の主張に従い、相違点6の判断の当否として検討してみても、…本件審決の判断に誤りがあるとはいえない。

ア 相違点6に係る本件発明1の構成は、ゴム蓋が、「シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも内圧の上昇に伴って上方に開」くというものであるところ、引用例には、シェルが掴み物である土砂を所定容量以上に掴んだ場合に関する記載や示唆は全くない。

イ この点に関して、原告は、密閉型のグラブバケットの分野において、シェルが掴み物を容量以上に掴んだときに、シェル内に充満した掴み物の圧力でシェルが変形・破損することは、周知の技術的課題であり、内圧の上昇に伴って逆止弁が上方に開くことにより、内圧の上昇を抑えられることは、上記の技術的課題に対する周知の解決手段であったと主張する。しかし、原告が提出する甲19及び甲36から原告の主張するような技術的課題及び解決手段を認定することはできず、上記技術的課題及び解決手段が周知であったことをもって、本件発明と引用発明の相違点6が実質的な相違点ではない旨をいう原告の主張は、理由がない。

ウ 仮に、原告の主張を、引用発明に上記周知技術を適用すれば、シェルが掴み物を所定容量以上に掴んだ場合にも内圧の上昇に伴ってゴム蓋が上方に開くとの構成に容易に想到できるという主張であるとみても、甲19及び甲36から原告の主張するような技術的課題及び解決手段を認定することはできず、それが周知であったともいえないことは、前記イのとおりである。よって、上記主張はその前提を欠き、相違点6が容易に想到できないとした本件審決の判断の誤りをいう原告の主張は、理由がない。

エ 以上のとおり、相違点6は実質的な相違点であり、かつ、引用発明に基づいて容易に想到できないのであるから、相違点Aも実質的な相違点であり、かつ、引用発明に基づいて容易に想到できたとはいえない。